

○金融庁
農林水産省 告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 金融庁 告示第三号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(連結の範囲)</p> <p>第十一条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、組合が法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する会社又は法第八十七条の二第一項第一号から第五号まで若しくは第十号（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第十三条第六項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)</p> <p>第十三条 「略」</p> <p>〔2〕5 略</p> <p>6 前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（前項各号に掲げる対象普通出資</p>	<p>(連結の範囲)</p> <p>第十一条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、組合が法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する会社又は法第八十七条の三第一項第一号から第五号まで若しくは第七号（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第十三条第六項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>(調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上</p> <p>6 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>

等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。)を組合又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。)における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該組合が法第十七条の十四第一項に規定する会社又は法第八十七条の二第一項第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる会社(法第十七条の十四第一項に規定する会社にあつては同項第二号に掲げる業務を営むものに限り、法第八十七条の二第一項第五号に掲げる会社にあつては金融関連業務(同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。)を営むものに限る。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を除く。)

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該組合が法第十七条の十四第一項に規定する会社又は法第八十七条の三第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる会社(法第十七条の十四第一項に規定する会社にあつては同項第二号に掲げる業務を営むものに限り、法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社にあつては金融関連業務(同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。)を営むものに限る。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を除く。)

備考 表中の「」の記載は注記である。	ニ [略]
	「7 12 略」
	ニ [同上]
	「7 12 同上」